

～2つの給付金についてのお知らせ～ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として実施されます。

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
■支給対象者 平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていない方 ただし、次の方は除きます。 ・課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護受給者 など	■支給対象者 次の要件をいずれも満たす方 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満
■支給額 1人につき10,000円 次の年金・手当受給者は1人につき5,000円を加算 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等*1 ・児童扶養手当、特別障害者手当等*2 ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象	■対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 ただし、次の児童は対象となりません。 ・臨時福祉給付金の対象となる児童 ・生活保護制度の被保護者に当たる児童
■支給額 1人につき10,000円	

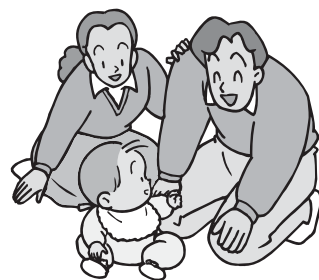
申請及び受取方法(詳しくは申請書送付時に同封する案内をご覧ください)

■申請書の送付 各給付金の対象となると思われる方には、7月末頃に役場より申請書を郵送します
 ※「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となる公務員の方は、所属庁より申請書が交付されます

■申請先 保健福祉課「臨時福祉給付金」係
 役場 住民課「子育て世帯臨時特例給付金」係
 平成26年1月1日時点で日高川町に住民票がある方が対象です。

■申請期間 平成26年8月1日～平成26年11月4日

■提出書類 申請書【原則郵送による受付】
 ※「臨時福祉給付金」は次の書類も添付してください。
 本人確認書類:住民基本台帳カード、運転免許証などの写し、
 口座確認書類:金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)の分かる通帳やキャッシュカードの写し



■給付金の受取 申請書記載の口座に振り込まれます。
 「子育て世帯臨時特例給付金」は児童手当の受取口座に振り込まれます。

注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 申請期間を過ぎたり、平成26年1月1日時点で日高川町に住民票がない方の申請は受け付けできません。
- 申請方法は各市町村で異なります。日高川町以外が申請先となる方は、その申請先にお問合せください。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。
 厚生労働省や町の職員をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、役場や警察署にご連絡ください。

■お問合せ 保健福祉課「臨時福祉給付金」係 ☎22-9041 住民課「子育て世帯臨時特例給付金」係 ☎22-1701

おめでとうございます 平成26年度 優良食生活改善推進協議会表彰(団体)

6月4日、第36回食生活改善推進大会が県勤労福祉会館プラザホープで開催され、「日高川町食生活改善推進協議会」が優良食生活改善推進協議会として表彰されました。

同協議会は平成17年5月1日から、会員71名で各地区において親子食育教室、サロン等での食育教室、町のイベントへの参加、保育所での食育教室を開催し、積極的に新しい知識を習得しながら、子どもからお年寄りまで地域の健康づくりに尽力されています。



ほうそうち 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて

1. 埋蔵文化財とは――

埋蔵文化財とは土の中に埋まっている文化財のことで、土器・石器などの「遺物」と、古墳・住居跡など「遺構」のことをいいます。町内には多くの埋蔵文化財が存在しております。このような埋蔵文化財が所在する土地(範囲)のことを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、一般に「遺跡」と呼ばれています。なお所在状況は、和歌山県教育委員会作成の『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』に掲載されております。

2. 遺跡の有無を確認するには――

工事予定地の場所が分かる地図(住宅地図等)を持参の上、日高川町教育委員会生涯学習課へお越しください。もしくは、和歌山県教育委員会 文化遺産課 のホームページ内にある「和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図」にて確認してください。

<アドレス: <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>>

3. 遺跡範囲内で土木工事をする場合は――

遺跡の範囲内で住居建築・開発行為等の土木工事を行う場合は、工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。届出書の様式については町教育委員会でお受け取りいただくか、町教育委員会ホームページからダウンロードしてください。

<アドレス: <http://www.hidakagawa-ed.jp/>>

届出書は、町教育委員会を経由し県教育委員会へ提出され、県教育委員会から指導内容(確認調査・工事立会・慎重工事等)の通知が届出者に伝達されます。この間、土木工事等については着手することができません。

土木工事を実施する場所が遺跡に入っていると、調査及び協議・調整のため日数がかかることがありますので、計画段階のなるべく早い時期に遺跡の範囲かどうかを確認してください。

■お問合せ 教育委員会 生涯学習課 ☎22-8816